平成２３年（フ）第９３３号
大阪府和泉市池上町１丁目３番15―808号
債務者　浦山　弘子
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第９３４号
大阪府和泉市今福町２丁目９番11―306号
債務者　南方　洋一
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５５号
島根県出雲市荻杼町692番地　ハートタウン北１号室、住民票上の住所島根県松江市馬潟町361番地19
債務者　岩田　光弘
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第４０９号
香川県高松市今里町373番地５　今里サンハイツⅡ202号室
債務者　穴吹　尚子
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第４５２号
長崎県西彼杵郡時津町浜田郷554番地４　時津スカイマンションＡ棟313号、旧住所長崎県西彼杵郡時津町浜田郷533番地10　田平アパート
債務者　松尾　夕湖（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４８６号
長崎県長崎市江平１丁目２番21号
債務者　岩頭亜津砂
1　決定年月日時　平成23年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４９０号
長崎県長崎市小峰町２番１―504号
債務者　犬塚　龍男
1　決定年月日時　平成23年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５０１号
長崎県長崎市川平町1191番地５　コアマンション長崎ガーデンヒルズ605号
債務者　峰　　清子
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５１１号
長崎県西彼杵郡長与町三根郷52番地15
債務者　木場　博人
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５２９号
沖縄県南城市玉城字喜良原370番地２
債務者　山入端紫野（旧姓玉城）
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１９８号
北海道苫小牧市元中野町２丁目５番１号　２階、申立時の住所北海道苫小牧市柳町４丁目１番23号
債務者　加勢　聖子
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１５８号
香川県丸亀市川西町北2260番地５　楠方、住民票上の住所香川県観音寺市新田町2252番地１
債務者　磯野　博史
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第２９２号
茨城県石岡市鹿の子１丁目18番10号
債務者　坂田　公子
1　決定年月日時　平成23年12月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１１２７号
千葉市美浜区真砂５丁目16番７棟202号
債務者　真鍋　一男
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１２８号
千葉市美浜区真砂５丁目16番７棟202号
債務者　真鍋　公子
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３０７号
千葉県市原市辰巳台東１丁目８番地28
債務者　土山美枝子
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３６７号
千葉県船橋市習志野台８丁目54番１―505号
債務者　西田　博子
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係